

5山監第8号
令和5年6月22日

山形村議会議長 百瀬 章 様
山形村長 本庄 利昭 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

例月出納検査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定による検査を実施したので、同条第3項の規定により、その検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

例月出納検査の結果に関する報告 （令和5年5月分）

- 1 検査の種類
例月出納検査
根拠法令 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
- 2 検査の対象
令和5年5月分の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、公営企業会計及び基金に関する現金の出納と保管状況
- 3 検査の着眼点及び実施内容
検査の対象となった現金の出納事務について、検査資料の計数は正確か、現金、預金等の保管状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証書類との照合、その他通常実施すべき検査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して検査を実施しました。
- 4 検査年月日及び実施場所
令和5年6月22日
山形村役場
- 5 検査の結果
会計管理者等から提出された検査資料記載の計数の確認並びに当該計数と関係諸帳簿及び証書類を照合した結果、前述のとおり検査した限り、重要な点において、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていると認められました。
収入支出の状況、現金の保管状況及び公営企業試算表は、別表のとおりです。
 - (1) 是正又は改善を要する事項等
検査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

指摘事項	…	著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	…	事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見	………	組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告	………	特に措置を講ずる必要があると認めるもの

後述のとおり、指摘事項1件が認められました。

なお、比較的軽易なものは、口頭により指示したので留意されたい。

【指摘事項】 … 1件

① 清水高原簡易水道の公営企業会計への移行に関する事務処理について

地方自治法第209条第2項及び特別会計設置条例（昭和48年山形村条例第22号）第2条の規定により、特別会計の「清水高原簡易水道特別会計」を設置していましたが、公営企業会計の適用により、令和5年4月1日から公営企業会計の「清水高原簡易水道事業会計」への移行となりました。

今回の清水高原簡易水道の公営企業会計への移行に当たっては、令和5年4月分及び5月分において、現金預金等の取扱いの一部に適切を欠き、十分と言えない事務処理がありました。

公営企業会計の所管課、会計管理者等で十分連携し、チェックの徹底や体制の強化、事務手続きのあり方などについて、実効性のある適正、適切な執行に向けて取り組んでいくことが必要であり重要だと考えます。

公営企業会計への移行を円滑に推進するとともに、透明性を確保し、引き続き、住民サービスの更なる向上につなげていくことを願ってやみません。